

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税等処分取消請求事件

国側当事者・国(日本橋税務署長)

令和6年11月7日却下・棄却・控訴

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
被告	国
同代表者法務大臣	牧原 秀樹
処分行政庁	日本橋税務署長 井上 博之
被告指定代理人	荒木 真希子 小埜寺 信哉 田中 暁人 島田 雅章 吉川 幸伸 中前 博将

主 文

- 1 本件訴えのうち、日本橋税務署長が令和2年12月28日付けで原告に対してした平成30年2月分、同年3月分、同年9月分、平成31年3月分及び令和元年6月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに上記各月分(ただし、令和元年6月分を除く。)の所得税及び復興特別所得税に係る重加算税の各賦課決定処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

日本橋税務署長が令和2年12月28日付けで原告に対してした平成28年6月分、同年11月分、平成29年2月分、同年3月分、同年5月分、同年6月分、平成30年1月分、同年2月分、同年3月分、同年6月分、同年9月分、同年11月分、同年12月分、平成31年3月分、令和元年5月分及び同年6月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに上記各月分(ただし、令和元年6月分を除く。)の所得税及び復興特別所得税に係る重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、その代表取締役である甲(以下「甲」という。)に対する貸付金について返済を受けたものとして「短期貸付金」勘定の金額を減額する経理処理を行ったところ、日

本橋税務署長から、当該経理処理は、実際には甲から貸付金が返済されていないにもかかわらず返済されたように装ってした虚偽のものであり、客観的事実としては原告が甲に対して貸付金返還債務を免除したもので、経済的利益を供与したものと見えるから、当該利益は甲の給与所得に該当するとして、上記第1記載の各月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに重加算税の各賦課決定処分を受けたため、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙1「関係法令の定め」に記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いるものとする。）。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠等により安易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成14年7月●日に設立された、政府開発援助（ODA）に関する機材調達等を業とする内国法人である。

原告の事業年度は7月1日から翌年6月30日までである（以下、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの事業年度を「平成28年6月期」といい、他の事業年度もその終期に応じて同様に表記する。）。(乙5～9（枝番のあるものは枝番を含む。以下同じ。))

イ 甲（昭和●年生まれ）は、平成16年3月3日以降、原告の代表取締役の地位にある者である（乙5、8、10）。

ウ B（以下「B社」という。）は、2002年（平成14年）8月●日にカンボジア王国において設立された法人である（乙14）。

(2) 原告とB社との間の資金の流れ、B社と甲との間の本件各融資契約及び原告における本件各減額処理（乙22）

ア 原告は、B社名義の口座に、別表1の「B社」「本件各送金」の年月日欄記載の各年月日に、金額欄記載の各金額を送金した（以下「本件各送金」と総称し、個別に特定する場合は順号を用いて「本件送金1」などという。）。

イ 原告名義の口座に、B社名義の口座から、別表1の「原告」「本件各入金」の年月日欄記載の各年月日に、金額欄記載の各金額が入金された（以下「本件各入金」と総称し、個別に特定する場合は順号を用いて「本件入金1」などという。）。

ウ 甲及びB社は、平成23年12月12日付けの「MONEY CONSUMPTION LOAN AGREEMENT, COMPREHENSIVE」と題する契約書を作成した（以下、同契約書に係る契約を「本件包括融資契約」という。）。同契約書には、B社が甲に対して無担保で随時金銭の貸付けを行うこと、貸付期間は30年間で利息は年2%とすること、貸付けは原告名義の米ドル口座を借用して送金するか現金で交付することなどが記載されている。（乙20）

また、甲及びB社は、別表1の「原告」「本件各融資契約」の契約年月日欄記載の各年月日付けで、金額欄記載の各金額をB社が甲に貸し付ける旨の契約書を作成した（以下、これらの契約書に係る契約を「本件各融資契約」と総称する。なお、本件各融資契約が実体のあるものか否かについては、後記のとおり当事者間に争いがある。）。本件各融資契約における条件は、本件包括融資契約のものと同じであった。（乙21）

エ 原告は、甲に対し、短期貸付金債権を有していたが、別表1の「原告」「本件各減額処理」の年月日欄記載の各年月日付けで、金額欄記載の各金額の返済があったものとする会計処理を行った（以下「本件各減額処理」と総称し、個別に特定する場合は順号を用いて「本件減額処理1」などという。）。

(3) 本件各納税告知処分等及びその後の手続

ア 日本橋税務署長による本件各納税告知処分等

日本橋税務署長は、令和2年12月28日、本件各減額処理は、原告において甲に対して短期貸付金返還債務を免除したものであって、甲が得た経済的利益は給与所得に該当するから、原告は源泉徴収義務を負い、その徴収すべき所得税及び復興特別所得税（以下、併せて「源泉所得税等」という。）として別表1の「本件各納税告知処分等」の源泉所得税等の額欄記載の各金額の納税の告知を行う処分（以下「本件各納税告知処分」という。）並びにこれらの源泉所得税等（ただし、令和元年6月分を除く。）に係る重加算税として別表1の「本件各納税告知処分等」の重加算税額欄記載の各金額を決定し、徴収する処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分と併せて「本件各納税告知処分等」という。）をした（乙2）。

イ 再調査の請求及び審査請求

原告は、令和3年3月22日、本件各納税告知処分等について再調査の請求をしたが、再調査審理庁は、同年6月22日付けで、いずれも棄却する旨の再調査決定をした。

原告は、令和3年7月21日付けで、本件各納税告知処分等の取消しを求めて、国税不服審判所長に対する審査請求をしたが、令和4年2月4日付けで、平成30年2月分、同年3月分、同年9月分及び平成31年3月分及び令和元年6月分の源泉所得税等の各納税告知処分並びに上記各月分（ただし、令和元年6月分を除く。）の源泉所得税等に係る重加算税の各賦課決定処分（以下「平成30年2月納税告知処分等」という。）の取消しを求める審査請求を取り下げた。国税不服審判所長は、令和4年6月21日付けで、上記のとおり一部取下げ後の原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

（甲1、乙3、4）

ウ 本件訴えの提起

原告は、令和4年12月21日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 被告の主張する本件各納税告知処分等の根拠及び適法性

被告の主張する本件各納税告知処分等の根拠及び適法性は、別紙2「被告の主張する本件各納税告知処分等の根拠及び適法性」のとおりである。

原告は、後記4の各争点に関する部分のほかに、本件各納税告知処分等の根拠及び適法性を積極的に争っていない。

4 争点

(1) 本件各減額処理により、甲が原告から所得税法28条1項にいう給与所得を得たといえるか（争点1）

(2) 原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか（争点2）

上記各争点のほか、本件訴えのうち平成30年2月納税告知処分等の取消しを求める部分については、被告が、国税通則法115条1項の定める不服申立前置を欠く不適法なものであると主張している。

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1 (本件各減額処理により、甲が原告から所得税法28条1項にいう給与所得を得たといえるか) について

(被告の主張)

ア 本件各送金は、「前払金」名目で行われたものであるが、実体を伴わない架空のものである。また、B社の2016年12月期(2016年1月1日から同年12月31日まで。以下、他の年も同様に表記する。)ないし2018年12月期における売上高は約7万～約11万米ドル(以下、単に「ドル」という。)であり、純資産の額も約2万～約3万ドルであったから、本件各送金がなければ、B社が合計1177万7877.5ドルにも上る額の本件各入金を行うことは困難であって、本件各入金の原資は、本件各送金により原告がB社に送金した原告自身の資金である。

以上によれば、本件各減額処理の根拠となった本件各入金の原資は、B社から還流させた原告自身の資金であり、甲は自らの資金により短期貸付金の返済をしていない。

よって、本件各減額処理により、客観的事実としては、原告が甲に対し、短期貸付金返還債務を免除したことになるから、甲が原告から所得税法28条1項にいう給与所得を得たといえる。

イ 本件包括融資契約及び本件各融資契約は、本件各入金の原資がB社からの借入金という甲自身の資金であるとの外形を作出するための架空契約である。

すなわち、平成28年から令和元年までの間に甲が経常的に得ていた収入の平均は年間約600万円であり、本件各融資契約の融資額は、甲自身の収入では返済することができない金額である。しかも、本件各融資契約が締結された当時、甲は67歳ないし70歳という高齢であったにもかかわらず、本件各融資契約は弁済期を契約締結から30年後とするほか、担保や連帯保証人を求めるものでもなかったことからすれば、本件各融資契約は、およそ非現実的かつ不自然なものである。

(原告の主張)

ア 甲は、B社との間の本件各融資契約に基づき、B社から金銭を借り受けて本件各入金をし、もって原告の短期貸付金に係る債務を弁済したのであり、本件各入金の原資は甲の資金であって原告の資金ではないから、原告から債務免除を受けたと評価される事情はない。

原告とB社との間に循環取引があったことは事実であるが、両者間で現実に送金が継続されている以上、同取引には実体がある。そして、本件各送金の送金先口座はいずれもB社に帰属する口座であるから、原告のB社に対する不当利得返還請求権が発生することは別段、同口座内の資金が原告に帰属することはない。

イ B社について、登記上は原告が株主とされているものの、これは便宜上のことであって、実際には甲が株主であった。そして、2016年4月5日に、甲から乙(以下「乙」という。)に同社の経営権が譲渡されており、以後、その経営は乙によって行われている。

そして、乙にとっては、カンボジア王国のC銀行(以下「C」という。)への隠然たる影響力を有する甲との親密な関係を維持強化することが極めて重要であったところ、そのため、B社において、甲に貸付金を融通することとしたのである。しかも、B社としては、原告の循環取引に協力すること自体による利益はないものの、本件各融資契約によれば、年利2%の利息も請求できるので、経済合理性がある。

よって、B社は、自身の判断として甲と本件各融資契約を締結することとしたものであって、本件各融資契約は実体があるものである。

(2) 争点2 (原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか) について

(被告の主張)

原告ないし甲は、架空取引により原告の資金をB社に移転させた上で、本件各融資契約により甲とB社との間に金銭の貸付けがあるかのような外形を作出するとともに、B社から上記資金を還流させることにより、甲が原告に対してB社から借り受けたとする金銭を基に短期貸付金を返済したとして本件各減額処理を行って、原告が甲に対して債務免除をした事実を「隠蔽し、又は仮装し」(国税通則法68条3項)たものである。

(原告の主張)

原告とB社との間の循環取引は、原告の年商拡大及び見かけ上の利益の確保を主眼とするものあり、本件各入金の前資が本件各送金であることは副次的な結果にすぎない。

そして、本件各融資契約は存在するから、重加算税の適用要件は認められない。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件訴えのうち平成30年2月納税告知処分等の取消しを求める部分の適法性について
争点に対する判断に先立ち、本件訴えのうち平成30年2月納税告知処分等の取消しを求める部分の適法性について判断する。

原告が、平成30年2月納税告知処分等に係る審査請求を取り下げたことは前提事実(3)イのとおりであるから、本件訴えのうち平成30年2月納税告知処分等の取消しを求める部分は、国税通則法115条1項の定める不服申立前置を欠き、不適法である。

- 2 争点1 (本件各減額処理により、甲が原告から所得税法28条1項にいう給与所得を得たといえるか) について

(1) 認定事実

ア 当事者等

(ア) 原告及び甲

甲は、平成16年3月3日以降原告の代表取締役の地位にあり、原告の発行済み株式を全て保有している。原告には、ほかにも役員として登記されている者がいるが、平成28年6月期ないし平成30年6月期において、役員報酬を受領したのは甲のみであった。(前提事実(1)イ、乙5、8、9、原告代表者1頁)

(イ) B社

B社は、2002年に設立された当初は甲のみが経営者であった。

B社の2016年12月期ないし2018年12月期の年次利潤税申告書には、原告がB社の発行済み株式を全て保有している旨記載されているとともに、「取締役/経営者/所有者氏名」の欄には甲の名が記載されている。また、民間調査会社による最新調査信用報告書によれば、乙は、B社のジェネラル・マネージャーであるとされている。

B社の2016年末、2017年末及び2018年末の資産は、固定資産を含めても2万ドルないし3万ドル程度であり、2016年12月期から2018年12月期までの年間の総収益は、最も高い2018年12月期でも11万ドル弱であった。

(乙14、15、原告代表者2頁)

イ 金銭の流れ

(ア) 本件各送金

別表1の「B社」「本件各送金」のとおり本件各送金がされているところ、本件各送金の大半は前払金として会計処理されている。しかし、原告とB社との間では、従前から架空の利益を計上することを目的とする架空取引ないし循環取引が行われており、本件各送金においても、その前提となる契約に係るインボイスや契約書は存在せず、実際に原告が商品を取得することは予定されていなかった。(前提事実(2)ア、乙23、24、原告代表者5頁)

(イ) 本件各入金

上記(ア)のとおり原告からB社に本件各送金がされた後、別表1の「原告」「本件各入金」のとおり、本件各送金の翌日から遅くとも4日後までに、本件各送金の受金口座から、本件各送金の金額とほぼ同額又はこれを下回る金額の本件各入金がされた。ただし、本件入金18については、平成31年4月12日にB社からの送金を受金していたものの、原告が所定の手続を取らなかったため、取引日を令和元年5月10日とする処理がされた。(前提事実(2)ア、イ、乙22)。

(ウ) 本件各減額処理

別表1の「原告」「本件各減額処理」のとおり、本件各入金の日又はその翌日付けで、本件各入金がされたことを理由として、本件各減額処理がされた(前提事実(2)エ、原告本人8頁)。

(エ) 別表1の順号6(本件送金6及び本件入金6)に係る資金の流れに関する事情

a 原告は、平成29年3月23日、原告名義の口座から、B社名義の口座に、103万6955.01ドル(送金手数料控除後の額。以下同じ。)を送金する手続をし、B社は、これを受金した同月24日(本件送金6)、同口座から原告名義の別の口座に103万3995ドル(1億1391万5229円)を送金する手続をした(前提事実(2)ア、イ、乙22)。

b 原告は、上記aの送金を受金した平成29年3月27日(本件入金6)、受金した口座から別の原告名義の口座を経由して、甲名義の口座に1億1391万5229円を送金した。甲は、同日、同居人に対して1億0500万円を送金し、その同居人は、同月28日、うち約9800万円をマンション購入代金の支払に充てた。(乙29～33)

c 原告は、会計帳簿上、平成29年3月27日付けで、①資産である「普通預金」勘定を1億1391万5229円減少させるとともに、資産である甲に対する「短期貸付金」勘定を同額増加させる経理処理と、②資産である「普通預金」勘定を同額増加させるとともに、資産である甲に対する「短期貸付金」勘定を同額減少させる経理処理を行った(乙18の2)。

d 上記cの①の経理処理は、原告から甲名義の口座への送金によるものであり、②の経理処理はB社名義の口座から原告名義の口座への入金(本件入金6)によるものである。上記a及びbのとおり、②に係る入金が①に係る送金よりも先に行われているので、原告の甲に対する貸付けの前に、甲の原告に対する弁済がされたことになっている。

(2) 給与所得の意義

所得税法28条1項にいう給与所得は、自己の計算又は危険において独立して行われる業務等から生ずるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受ける給付をいい、同項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与とは、上記の給与のうち功労への報償等の観点をも考慮して臨時的に付与される給付であって、その給付には金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同17年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同27年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事251号1頁）。

甲が原告から債務免除を受けたとすれば、その理由は、甲が原告の代表取締役であること以外には考え難いから、当該債務免除により甲が受けた利益は、所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するものというべきである。

(3) 債務免除の有無

ア 上記(1)の認定事実のとおり、本件各送金と本件各入金が時間的に接着していること、本件各入金の額は本件各送金の額とほぼ同額又はこれを下回る金額であること、本件各送金の送金先口座から本件各入金が行われていること、B社は本件各送金とは無関係に本件各入金の原資を準備できるような資産状況にはなかったことからすれば、本件各入金の原資は、本件各送金により送金された金銭であるというべきである。

そして、本件各送金は、前払金名目等でされたものであるものの、前提となる契約はインボイスも契約書も存在せず、原告が商品を取得することも予定されていなかったのであるから、実体を伴わないものであったといえる。なお、原告は、本件各送金によりB社の口座に送金された金額の少なくとも一部については、本件各入金の数か月後に、別途原告側に送金されたものとして処理していたことがうかがわれる（乙22～24、27）が、これにより、前提となる契約が事後的に実体のある契約となるものではない。

また、以上に加え、①甲は原告の代表取締役兼100%株主であり、原告は少なくとも対外的にはB社の100%株主であって、原告及びB社は実体のない取引を行って多額の送受金を行い合うなど、原告、甲及びB社の三者間には密接な関係があること、②甲は、原告の決算書について、原告の甲に対する貸付金が計上されていない内容とすることにより、金融機関の心証を良くしたいと考えており（原告代表者11頁）、実際に原告の平成28年6月期ないし平成30年6月期の各期末の甲に対する短期貸付金は0円となっていること（乙18。なお、令和元年6月期末は約75万円であるが、期末以外の時期に比べるとかなり少額である。）、③本件各送金の中には、本件各減額処理の額とほぼ同額のものがあること、④本件各融資契約は、B社において、契約締結当時67歳ないし70歳という高齢であった甲に対し、弁済期を30年後として、合計約400万ドルに上る金銭を無担保で貸し付けるというものであって、弁済期には年2%の利息が得られることを考慮しても、B社にとって経済合理性がある取引とは到底いえないこと、⑤本件各融資契約の日付より前に本件各入金が行われたり（本件入金5、本件入金8、本件入金16）、別表1順号6に係る資金の流れでは甲の原告からの借入れの前に弁済（本件入金6）が行われており、個々の資金の動きと契約が整合していない場合があることからすれば、原告、甲及びB社は、本件各送金に先立ち、原告がB社に実体のない契約に係る本件各送金をし、

B社において受金後速やかに本件各入金を行い、これをもって原告が本件各減額処理を行うとともに、甲とB社との間で本件各融資契約を締結した扱いとすることを示し合わせていたことが優に認められる。

以上によれば、本件各入金の原資（本件各送金によりB社の口座に入金された金銭のうち本件各入金に対応する部分）は、原告に帰属するものというべきであり、原告は、自らの資金をもってB社に本件各入金を行わせ、これを甲に対する貸付金の弁済があったものとして本件各減額処理をしたことになるから、実質的には甲の債務を免除したものと評価するのが相当である。

なお、本件入金4は171万3982.5ドルであるのに対し、これに対応する本件送金4（3件）は合計168万2537.01ドルであり、3万ドル余り少ない。しかし、①同年1月31日ないし2月2日頃にも合計700万ドルを超える実体のない契約に係る送金がされていることが認められること（乙23、24）、②本件入金4について、甲からの返済以外は実体のない契約に係る売掛金の回収として経理処理されていること（乙26）、③本件減額処理4に係る金額は15万8500ドルで、本件送金4より少額であることからすれば、本件減額処理4は、原告の資金によるものと認めるのが相当である。

また、本件入金18に対応する送金は証拠上は見当たらないが、本件入金18は手続的な問題から受金処理が約1か月遅れたこと、平成31年3月には複数回にわたり740万ドルを超える実体のない契約に係る送金がされていることがうかがわれること（乙23）、本件入金18のうち、甲からの返済として扱われた5万ドル以外の2万5000ドルは実体のない契約に係る売掛金の回収として処理されていることが認められること（乙27）、他の本件各入金と異なる手法によったことをうかがわせるに足る証拠はないことからすれば、本件入金18についても、原告の資金によりなされたものと推認される。

イ 原告は、甲はB社との間の本件各融資契約に基づき、B社から金銭を借り受けて本件各入金をし、もって原告の短期貸付金に係る債務を弁済したのであり、本件各入金の原資は甲の資金であって原告の資金ではないと主張する。

しかし、①本件各融資に係る貸付金とされる資金は原告名義の口座に振り込まれ（本件各入金）、甲名義の口座に振り込まれたり現金で交付されたりしたことはないこと、②上記アで説示したとおり、本件各融資契約はおよそ経済合理性がある取引とはいえないこと、③B社の年次利潤税申告書上、2018年末の資産額は3万ドル程度にとどまり、甲に対する債権が計上されていないことからすれば、本件各融資契約は、実体のない仮装のものと認められる。

また、上記アで説示したところからすれば、もともと本件各送金は実体のない契約に係るものであって、B社がこれを保持する根拠はなく、B社が、本件各送金により送金された金銭のうち本件各入金に対応する部分について、これを自己に帰属するものとして自由に費消することは、原告、甲及びB社の三者間においておよそ予定されていなかったといえる。そして、実際にも、本件各入金は本件各送金がされた後に速やかに行われており、B社において本件各送金により送金された金銭のうち本件各入金に対応する部分を不法に領得したことをうかがわせる事情は見当たらないから、仮に乙がB社の実権を握っており、本件各送金の送金先の口座をB社が管理していたとしても、本件各送金により送金された金銭のうち本件各入金に対応する部分について、原告に帰属するものと評価すべきである。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、そのほか、①B社は税務対策として資産を僅少に申告しているにすぎず、実際にはより多額の資産を有している、②本件入金8の日時は平成29年5月29日で入金額は102万5040ドル、本件入金9の入金額は142万7630ドルである、③B社ないし乙は、Cへの隠然たる影響力を有している甲との親密な関係を維持強化するために本件各融資契約を締結したものであるとも主張する。

しかし、上記①及び②については、これを裏付ける客観証拠がないだけでなく、提出されている証拠（乙15、22）に反する。また、上記③については、甲がCへの隠然たる影響力を有していることを認めるに足る証拠はない。原告の上記各主張はいずれも採用することができない。

なお、上記②のうち本件入金8については、原告の会計帳簿によれば、本件入金8とは別に平成29年5月29日に102万5040ドルの売掛金の入金があったとされているので（乙27）、原告はそれと混同しているものと解される。また、本件入金9については、平成29年6月15日には、本件入金9（34万7995ドル）のほか108万ドルの売掛金の入金があったとされているので（乙27）、原告はそれを合算した金額を主張しているように思われるが、証拠上、両者は別個の送金手続である。

（4）小結

以上によれば、甲が本件各減額処理により得た利益は、所得税法28条1項にいう給与所得に該当するものと認められる。

3 争点2（原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか）について

上記2のとおり、原告は、実体のない前払金等の名目で本件各送金を行うことなどにより、甲に対する債務免除の事実を「隠蔽し、又は仮装し」たものといえる。

よって、原告の行為は、国税通則法68条3項所定の重加算税の賦課要件を充足する。

原告は、原告とB社との間の循環取引は、原告の年商拡大及び見かけ上の利益の確保を主眼とするものであり、本件各入金の原資が本件各送金であることは副次的な結果にすぎないと主張する。しかし、国税通則法68条3項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽又は仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。よって、原告の上記主張は、重加算税の賦課要件を充足するとの上記判断を左右するものではない。

4 本件各納税告知処分等（ただし、平成30年2月納税告知処分等を除く。）の適法性について

原告は、本件訴訟において、争点に関する部分のほかに本件各納税告知処分等の根拠及び適法性を積極的に争っていないところ、平成28年6月分、同年11月分、平成29年2月分、同年3月分、同年5月分、同年6月分、平成30年1月分、同年6月分、同年11月分、同年12月分及び令和元年5月分として徴収すべき源泉所得税等の額及びこれに係る重加算税の額は、別紙2「被告の主張する本件各納税告知処分等の根拠及び適法性」の1（1）ア～キ、コ、シ、ス及びソ並びに2（1）ア～キ、コ、シ、ス及びソのとおりであると認められ、

これらは本件各納税告知処分等（ただし、平成30年2月納税告知処分等を除く。）において原告の納付すべき税額とされる金額と同額であるから、本件各納税告知処分等（ただし、平成30年2月納税告知処分等を除く。）はいずれも適法である。

5 結論

よって、本件訴えのうち、平成30年2月納税告知処分等の取消しを求める部分は不適法であるから却下し、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民第2部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 石神 有吾

裁判官 邊見 育子

関係法令の定め

1 所得税法等

(1) 給与所得の定義

5 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨定めている。

(2) 源泉徴収義務

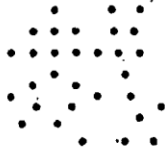
10 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨定めている。

15 同法186条（平成29年法律第4号による改正前のものを含む。以下同じ。）は、賞与につき、同法183条1項の規定により徴収すべき所得税の具体的な税額を定める。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成30年法律第7号による改正前のもの。以下「復興財確法」という。）28条1項は、所得税法等の規定により所得税を徴収して納付すべきものは、その徴収の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、当該復興特別所得税を当該
20 所得税に併せて国に納付しなければならない旨定め、同条2項は、前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の具体的な税額を定めている。

2 国税通則法

(1) 不納付加算税

25 国税通則法67条1項（平成30年法律第16号による改正前のものを含む。以下同じ。）は、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、当該不納付について正当な理由があると認められる場合



を除き、税務署長は、当該納税者から、納税の告知に係る税額等の10%の金額に相当する不納付加算税を徴収する旨定めている。

(2) 重加算税

5 国税通則法68条3項（平成30年法律第16号による改正前のもの及び平成28年法律第15号による改正前のものを含む。以下同じ。）は、上記(1)の不納付加算税の要件を満たす場合において、納税者が事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその
10 国税をその法定納期限までに納付しなかったときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額の35%の金額に相当する重加算税を徴収する旨定めている。

以上

被告の主張する本件各納税告知処分等の根拠及び適法性

1 本件各納税告知処分の根拠及び適法性

原告が^甲に対する短期貸付金に係る債務免除を行ったことにより生じる
5 経済的利益は、所得税法28条1項の給与等に該当するところ、同法36条1
項及び同条2項に基づき、^甲に対し当該給与等として支払われた経済的利
益の金額の合計額は、5億1825万8694円である。

したがって、原告は、所得税法183条1項及び復興財確法29条1項の規
定により、^甲に対し、当該給与等の支払をする際、以下に述べる額の所得
10 税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日まで(本
件においてはそれぞれの法定納期限まで)に、これを国に納付しなければなら
ない。

そして、原告が^甲に対して短期貸付金に係る債務免除を行ったことによ
り生じる経済的利益に係る給与等は、あらかじめ支給額、支給基準及び支給期
15 がいずれも定められていないものであることから賞与に該当することとなり
(所得税基本通達183-1の2)、原告の平成28年6月分、同年11月分、
平成29年2月分、同年3月分、同年5月分、同年6月分、平成30年1月分、
同年2月分、同年3月分、同年6月分、同年9月分、同年11月分、同年12
20 月分、平成31年3月分、令和元年5月分及び同年6月分の当該賞与に係る納
付すべき源泉所得税等の額については、以下で述べるとおり、所得税法186
条1項1号イ、同条2項1号及び同項2号の各規定に基づき、それぞれ算出し
た源泉所得税等の額の合計額2億0598万7124円である。

(1) 本件各納税告知処分の根拠

ア 平成28年6月分の賞与に係る源泉所得税等の額

2377万6080円

原告が^甲に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額

は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額5811万5055円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額968万5842円（別表2-1の⑤欄）と平成28年6月に支払った通常の給与等の金額7万3550円（別表2-1の⑥欄）との合計額975万9392円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成28年分源泉徴収税額表」（乙37の1）の甲欄に掲げる税額396万2680円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成28年分源泉徴収税額表」（乙37の1）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額396万2680円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額2377万6080円（別表2-1⑪欄）である。

イ 平成28年11月分の賞与に係る源泉所得税等の額

528万7656円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額1749万5377円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額291万5896円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万3366円（別表2-1の⑥欄）との合計額298万9262円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成28年分源泉徴収税額表」（乙37の1）の甲欄に掲げる税額88万1276円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成28年分源泉徴収税額表」（乙37の1）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額88万1276円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額528万7656円（別表2-1⑪欄）である。

ウ 平成29年2月分の賞与に係る源泉所得税等の額

936万8394円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額2667万8417円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額444万6402円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万3366円（別表2-1の⑥欄）との合計額451万9768円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」（乙37の2）の甲欄に掲げる税額156万1399円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」（乙37の2）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額156万1399円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額936万8394円（別表2-1⑪欄）である。

エ 平成29年3月分の賞与に係る源泉所得税等の額

4944万9348円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額1億1391万5229円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額1898万5871円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万3366円（別表2-1の⑥欄）との合計額1905万9237円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」（乙37の2）の甲欄に掲げる税額824万1558円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」（乙37の2）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）

との差額824万1558円(別表2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額4944万9348円(別表2-1⑪欄)である。

オ 平成29年5月分の賞与に係る源泉所得税等の額

1202万4750円

5 原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額3245万9850円(別表2-1④欄)の6分の1に相当する金額540万9975円(別表2-1の⑤欄)と通常の給与等の金額7万3392円(別表2-1の⑥欄)との合計額548万3367
10 円(別表2-1の⑦欄)及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」(乙37の2)の甲欄に掲げる税額200万4125円(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」(乙37の2)の甲欄に掲げる税額0円(別表2-1の⑨欄)との差
15 額200万4125円(別表2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額1202万4750円(別表2-1⑪欄)である。

カ 平成29年6月分の賞与に係る源泉所得税等の額

1463万8062円

20 原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額3814万7760円(別表2-1④欄)の6分の1に相当する金額635万7960円(別表2-1の⑤欄)と通常の給与等の金額7万3392円(別表2-1の⑥欄)との合計額643万1352
25 円(別表2-1の⑦欄)及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」(乙37の2)の甲欄に掲げる税額243万9677円(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶

養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成29年分源泉徴収税額表」（乙37の2）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額243万9677円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額1463万8062円（別表2-1⑪欄）である。

5 キ 平成30年1月分の賞与に係る源泉所得税等の額

161万4522円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額797万8134円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額132万9689円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万3331円（別表2-1の⑥欄）との合計額140万3020円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額26万9087円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額26万9087円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額161万4522円（別表2-1⑪欄）である。

15 ク 平成30年2月分の賞与に係る源泉所得税等の額

3万2040円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額85万8598円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額14万3099円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万3331円（別表2-1の⑥欄）との合計額21万6430円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成

3.0年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額5340円
(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数(別
表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)
の甲欄に掲げる税額0円(別表2-1の⑨欄)との差額5340円(別表
2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額3万2040円
(別表2-1⑪欄)である。

ケ 平成30年3月分の賞与に係る源泉所得税等の額

2万8200円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額
は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定によ
り、当該賞与の金額75万0611円(別表2-1④欄)の6分の1に相
当する金額12万5101円(別表2-1の⑤欄)と通常の給与等の金額
7万3331円(別表2-1の⑥欄)との合計額19万8432円(別表
2-1の⑦欄)及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成
30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額4700円
(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数(別
表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)
の甲欄に掲げる税額0円(別表2-1の⑨欄)との差額4700円(別表
2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額2万8200円
(別表2-1⑪欄)である。

コ 平成30年6月分の賞与に係る源泉所得税等の額

810万3786円

原告が^甲 [] に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額
は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定によ
り、当該賞与の金額2382万9120円(別表2-1④欄)の6分の1
に相当する金額397万1520円(別表2-1の⑤欄)と通常の給与等

の金額7万3336円(別表2-1の⑥欄)との合計額404万4856円(別表2-1の⑦欄)及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額135万0631円(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額0円(別表2-1の⑨欄)との差額135万0631円(別表2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額810万3786円(別表2-1⑪欄)である。

サ 平成30年9月分の賞与に係る源泉所得税等の額

1822万6068円

原告が^甲■■■■■に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額4586万0423円(別表2-1④欄)の6分の1に相当する金額764万3403円(別表2-1の⑤欄)と通常の給与等の金額7万3336円(別表2-1の⑥欄)との合計額771万6739円(別表2-1の⑦欄)及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額303万7678円(別表2-1の⑧欄)と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数(別表2-1の③欄)に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」(乙37の3)の甲欄に掲げる税額0円(別表2-1の⑨欄)との差額303万7678円(別表2-1の⑩欄)に6を乗じて計算した金額に相当する税額1822万6068円(別表2-1⑪欄)である。

シ 平成30年1.1月分の賞与に係る源泉所得税等の額

650万1582円

原告が^甲■■■■■に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定によ

り、当該賞与の金額2026万3725円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額337万7287円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万5592円（別表2-1の⑥欄）との合計額345万2879円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額108万3597円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額108万3597円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額650万1582円（別表2-1⑪欄）である。

ス 平成30年12月分の賞与に係る源泉所得税等の額

3570万8016円

原告が^甲██████に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項1号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額8389万6610円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額1398万2768円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万5592円（別表2-1の⑥欄）との合計額1405万8360円（別表2-1の⑦欄）及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額595万1336円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額及び扶養親族等の数（別表2-1の③欄）に応ずる「平成30年分源泉徴収税額表」（乙37の3）の甲欄に掲げる税額0円（別表2-1の⑨欄）との差額595万1336円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額3570万8016円（別表2-1⑪欄）である。

セ 平成31年3月分の賞与に係る源泉所得税等の額

1899万0822円

原告が^甲 に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項2号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額4,245万2,179円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額707万5,363円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万5,592円（別表2-1の⑥欄）との合計額715万0,955円（別表2-1の⑦欄）に応ずる「平成31年（2019年）分源泉徴収税額表」（乙37の4）の乙欄に掲げる税額316万7,452円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額（別表2-1の⑥欄）に応ずる「平成31年（2019年）分源泉徴収税額表」（乙37の4）の乙欄に掲げる税額2315円（別表2-1の⑨欄）との差額316万5,137円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額1,899万0,822円（別表2-1⑪欄）である。

ノ 令和元年5月分の賞与に係る源泉所得税等の額

2,23万0,692円

原告が^甲 に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条2項2号及び復興財確法29条1項の各規定により、当該賞与の金額5,48万8,000円（別表2-1④欄）の6分の1に相当する金額91万4,666円（別表2-1の⑤欄）と通常の給与等の金額7万5,592円（別表2-1の⑥欄）との合計99万0,258円（別表2-1の⑦欄）に応ずる「平成31年（2019年）分源泉徴収税額表」（乙37の4）の乙欄に掲げる税額37万4,097円（別表2-1の⑧欄）と当該通常の給与等の金額に応ずる「平成31年（2019年）分源泉徴収税額表」（乙37の4）の乙欄に掲げる税額2,315円（別表2-1の⑨欄）との差額37万1,782円（別表2-1の⑩欄）に6を乗じて計算した金額に相当する税額2,23万0,692円（別表2-1⑪欄）である。

タ 令和元年6月分の賞与に係る源泉所得税等の額

7106円

原告が^甲 に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、所得税法186条1項2号イ及び復興財確法29条1項の各規定により、前月中に支払った通常の給与等の金額に応じ「平成31年(2019年)分源泉徴収税額表」(乙37の4)の乙欄により求めた税率10.210%(別表2-2⑤欄)を当該賞与の金額6万9606円(別表2-2④欄)に乗じて計算した金額に相当する税額7106円(別表2-2⑥欄)である。

(2) 本件各納税告知処分の適法性

被告が本件訴訟で主張する平成28年6月分、同年11月分、平成29年2月分、同年3月分、同年5月分、同年6月分、平成30年1月分、同年2月分、同年3月分、同年6月分、同年9月分、同年11月分、同年12月分、平成31年3月分、令和元年5月分及び同年6月分の経済的利益に係る源泉所得税等の額として原告が納付すべき金額は、上記(1)のとおりであるところ、当該各金額は、本件各納税告知処分における納付すべき税額と同額であるから、本件各納税告知処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

上記1.(2)のとおり、本件各納税告知処分はいずれも適法であるところ、本件各納税告知処分により原告が新たに納付すべき源泉所得税等の額を法定納期限までに納付しなかったことについて、国税通則法67条1項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、原告は、事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装しており、その隠蔽又は仮装したところに基づき、本件各納税告知処分に係る源泉所得税等の額をその法定納期限までに納付しなかったと認められることから、本件各納税告知処分に係る源泉所得税等については、国税通則法68条3項の規定に基

づき、同法67条1項所定の不納付加算税の計算の基礎となるべき税額に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、被告が本件訴訟において主張する原告に課されるべき重加算税の額は、以下のとおりである。

ア 平成28年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

831万9500円

平成28年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額2377万円(上記1(1)ア。ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)に100分の35の割合を乗じて算出した831万9500円である。

イ 平成28年11月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

184万8000円

平成28年11月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額528万円(上記1(1)イ)に100分の35の割合を乗じて算出した184万8000円である。

ウ 平成29年2月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

327万6000円

平成29年2月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額936万円(上記1(1)ウ)に100分の35の割合を乗じて算出した327万6000円である。

エ 平成29年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

1730万4000円

平成29年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額4944万円(上記1(1)エ)に10

0分の35の割合を乗じて算出した1730万4000円である。

オ 平成29年5月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

420万7000円

平成29年5月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

は、当該処分に係る源泉所得税等の額1202万円(上記1(1)オ)に10

0分の35の割合を乗じて算出した420万7000円である。

カ 平成29年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

512万0500円

平成29年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

は、当該処分に係る源泉所得税等の額1463万円(上記1(1)カ)に10

0分の35の割合を乗じて算出した512万0500円である。

キ 平成30年1月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

56万3500円

平成30年1月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

は、当該処分に係る源泉所得税等の額161万円(上記1(1)キ)に100

分の35の割合を乗じて算出した56万3500円である。

ク 平成30年2月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

1万0500円

平成30年2月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

は、当該処分に係る源泉所得税等の額3万円(上記1(1)ク)に100分の

35の割合を乗じて算出した1万0500円である。

ケ 平成30年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

7000円

平成30年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

は、当該処分に係る源泉所得税等の額2万円(上記1(1)ケ)に100分の

35の割合を乗じて算出した7000円である。

コ 平成30年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額
283万5000円

平成30年6月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額810万円(上記1(1)コ)に100分の35の割合を乗じて算出した283万5000円である。

5 サ 平成30年9月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額
637万7000円

平成30年9月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額1822万円(上記1(1)サ)に100分の35の割合を乗じて算出した637万7000円である。

10 シ 平成30年11月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額
227万5000円

平成30年11月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額650万円(上記1(1)シ)に100分の35の割合を乗じて算出した227万5000円である。

15 ス 平成30年12月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額
1249万5000円

平成30年12月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額3570万円(上記1(1)ス)に100分の35の割合を乗じて算出した1249万5000円である。

20 セ 平成31年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額
664万6500円

平成31年3月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額1899万円(上記1(1)セ)に100分の35の割合を乗じて算出した664万6500円である。

25 ソ 令和元年5月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額

78万0500円

令和元年5月分の納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、当該処分に係る源泉所得税等の額223万円(上記1(1)ソ)に100分の35の割合を乗じて算出した78万0500円である。

5 (2) 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴訟で主張する本件各納税告知処分の源泉所得税等に係る重加算税の額は、上記(1)のとおりであり、本件各賦課決定処分における重加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

以上

別表 1 ~ 2 - 2 省略